



相続税法8条ただし書きの資力喪失

●債務超過か否かの時価算定●

債務者が、個人から債務免除を受けた場合は、相続税法第8条により、みなし贈与として、課税の対象となります。その債務免除が「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難な場合」になされたときは課税対象から除外されます（相法8条ただし書き）。債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難な場合とは、債務超過により社会通念上支払い不能と認められ場合をいうと解されています。今回は、債務免除があった時に債務超過の状態であったか否かについて判断するに当たり、債務者の所有する財産の時価算定について争われた事例を紹介します（平9.3.31裁決）。

◎請求人は、被相続人Hの生前に、H名義の株式を借用して、信用取引の担保代用証券等に利用していましたが、株価が続落し債務が増大したため、株式を返還することができず、平成5年11月25日に、Hから株式の返還義務の免除を受けました。その後、平成5年12月3日にHが亡くなり、その相続税の申告に当たり、請求人は、返還義務の免除を受けた時点で資力を喪失していたとして、その債務免除益を相続開始前3年以内の贈与財産に加算しなかったところ、原処分庁は、債務免除益をみなし贈与と認定し、株式の価額相当額7848万円を相続税の課税価格に加算する更正処分をしました。

請求人は、以下の理由により、平成5年11月25日現在3149万円の債務超過の状態であったから、返還義務の免除は相続税法第8条ただし書きの規定によりみなし贈与とはならないと主張しました。

① 請求人所有の株式の価額及び信用取引の含み損の金額は返還義務の免除時点以降の株価の下落状況を考慮して、平成5年11月25日から同月30日までの間の営業日の終値の平均値に基づき算出すべきである（株式の価額1億5548万円、含み損の金額1億9352万円）。

② 宅地の価額は、財産及び債務の算定期間が平成5年11月25日であるから、平成5年分ではなく平成6年分の路線価1億1991万円によるべきである。

③ 家屋の価額は、固定資産税評価額3892万円によって評価すべきである。

④ 平成5年10月25日に相続が開始した実母Kの未分割遺産については、請求人が被相続人Hの養子になって以来、

Kの財産は兄夫婦の管理下にあるので、遺留分により計算すべきである。

◎これに対して、審判所は、債務者が債務免除を受けた時点で債務超過の状態であったか否かの判断をする場合の財産の価額又は債務の金額は、債務免除があった時の時価、すなわち客観的交換価値を示す価額によるのが相当であるとしたうえで、争いのある株式、宅地、家屋等の時価について次のように判断し、株式の返還義務の免除を受けた時点では、財産が債務を1億7562万円上回るから、相続税法第8条ただし書きの適用はなく、みなし贈与に該当するとして請求人の主張を退けました。

① 請求人所有の株式の価額は、平成5年11月25日の終値（1億6459万円）によるのが相当であり、また、買建ての信用取引の含み損は、買建ての約定金額から同日の終値及び買建てをした日から平成5年11月25日までの金利相当額を控除した金額（1億2492万円）によるのが相当である。

② 宅地の価額は、用途地域が同一で、接面する道路及び画地の面積状況も極めて類似する公示地の平成5年及び平成6年の公示価格に基づき時点修正した価額（1億4892万円）が相当である。

③ 昭和62年11月に新築した家屋の価額は、取得価額1億4392万円から減価償却相当額を控除した金額1億3096万円である。

④ 請求人が実母Kから相続した財産の価額及び債務の金額並びに納付すべき相続税額は、相続税申告書の価額に基づき法定相続分により算定すべきである。ただし、小規模宅地等の特例は適用しない。